

区長の主な仕事

はすが丘自治会

- 1 4 専門部の部長・副部長に就任していただきます。また、夏祭り、秋祭りなど行事の準備・運営に参画するとともに、場合によっては組長に参加を要請していただきます。
- 2 年間12回程度役員会に出席する。その時決定した業務等を役員会一体で取り組みます。
- 3 役員会で決めた行事取組み・集金依頼・配布物・回覧物・調査表などを組長に渡し協力要請してください。
- 4 組長から回収した調査表等及び集金したお金と送付書は、区を担当する事務局役員または指定の届け先に届けてください。期日より遅れる場合は、回収分を先に届け、未回収分は後日出来るだけ早く届けて下さい。
- 5 会員に不幸があった場合は、区長(組長が立て替える慣例のある区は組長)が香典(五千円)を立て替え、区長は領収書を持って会計担当に請求してください。
- 6 年度当初、役員通信費(渡し切り)を区長・組長に渡します。また、区・組で使える消耗品費と懇親会への補助の予算を確保しています。詳しくは会計担当から説明します。
- 7 年度末に新区長・組長が決定した時、新区長には区長在任中の任務・行事内容等詳しく文書化し引継いでください。新組長には4つの専門部に一人ずつ入ってもらうので、各専門部の内容を説明し、誰をどの部にするか必ず決定してください。

会計関係

組長さんに集金してもらって、会計担当に送付書と一緒に届けてください

(1) 自治会費

- ・5～6月 月額300円(ほとんどの世帯は1年分・半年の組もある)
- ・半年分毎の徴収の組は10月に残りの分を集金
- ・新規転入者が会員になることを希望するとき集金(1～14日に転入された場合はその月分から、15日から月末日の転入は翌月分から)
- ・転出者への自治会費返還は：1日から14日の間に転出の場合はその月分は返還する、15日以降の転出の場合は返還しない)

(2) 赤十字募金

6月 自治会費と一緒に集金(募金は自由意志であり、募金袋に記名の必要はありません。)

(3) 公衆衛生推進協議会募金

6月 自治会費と一緒に集金(募金は自由意志であり、募金袋に記名の必要はありません。)

(3) 秋祭特別寄付

10月 会員世帯当たり500円をお願いしています。するかしないかと金額は任意です。

(4) 赤い羽根募金(この基金は募金額に応じて口田東地区社会福祉協議会に還元されます)

赤い羽根共同募金会からは目標額400円とされていますが、募金は自由意志であり、募金袋に記名の必要はありません。

(5) 自治会館運営基金

新規転入者(持ち家)が会員になるとき1万円拠出をお願いしてください。(詳しくは別紙)

以上、分からないところがあれば遠慮なく会計担当に電話してください。

お願い：区長さんは、集金した現金を届けるとき、できるだけ紙幣にまとめて下さい